## 公布された条例のあらまし

佐賀県税条例等 の 部を改正する条例 (条例第三四号)

- 1 佐賀県税条例の一部改正関係
- (1) 個人の県民税
- ァ 七関係 に伴い 勤続五年以内の法人役員等に対する退職金に係る二分の 退職所得申告書の記載事項を変更することとした。 一課税の廃止 (第三九条の
- イ 係) られることに伴い所要の改正を行うこととした。 東日本大震災に係る復興地域における税額控除等の特例措置が ( 附則第五条の五関 講じ
- ウ 係る税率を五〇〇円引き上げることとした。 平成二六年度から平成三五年度までの間、 (附則第二七条関係) 個人の県民税 の均等割に
- (2) 不動産取得税
- ァ 六条関係 とする特例措置に係る適用期限を三年延長することとした。 住宅及び土地の取得に対する不動産取得税 の標準税率を三パー ( 附則第 セ ン
- 1 七条の二関係) とする特例措置に係る適用期限を三年延長することとした。 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の二分の 附則第
- ウ る適用期限を二年延長することとした。 宅建業者等による新築住宅の取得に係る取得みなし日の特例措置に係 ( 附則第一七条の三関係
- (3) 自動車取得税
- ァ 対象を見直しの上、 「環境対応車」 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい という。 その適用期限を三年延長することとした。 の新規取得に係る税率の特例措置につき軽減 自動車 ( 附則第 以 下

## 一八条の二関係)

- 1 の二関係 の の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。 電気自動車、 天然ガス自動車そ の他の低公害車で かつ 中古車であ ( 附則第一 八条 るも
- ウ き 等とした。 環境対応車で中古車であるもの 電気自動車等を対象に追加 ( 附則第一八条の二の三関係) の上、 の取得に係る課税標準の特例措置に その 適用期限を三年延長すること つ
- (4) 軽油引取税
- ァ (第一〇九条の 免税軽油使用者証の有効期間を二年から三年に改めることとした。 八関係)
- イ 例措置 係) 農業に係る機械 の適用期限を三年延長することとした。 の動力源に供する軽油の引取り等に係る課税免除 ( 附則第一 八条の )四関 の 特
- (5) 自動車税
- ァ 税を減免する措置を設けることとした。 修繕費を要すると認められる者に対し、 天災その他の災害により自己の所有する自動車が損害を受け、 当該損害の程度に応じ、 (第一一九条の二関係 相当の 自動車
- 1 ることとした。 対象及び重課対象 した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置につ 環境対応車に対する税率を軽減し、 (附則第一九条関係) の見直しを行った上、 新車新規登録から一定年数を経過 税率の軽減等の特例措置を講ず ١J ζ
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 こ の 規則は、 部の規定を除き、 規則で定める日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置等を定めることとした。